

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月5日（月）午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 12人

会長	14番	浜西岩三郎
委員	1番	宮崎敏郎
	3番	福田榮次郎
	4番	大林茂樹
	5番	松本安幸
	6番	大川利光
	7番	清水重文
	8番	木下幸保
	9番	小野瀬マサエ
	10番	中田初美
	12番	中村高律
	13番	小田輝彦

②欠席委員 1人

11番 松本虎彦

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 なし

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4	報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第5	報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第6	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第8号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田所孝之

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、9月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。
- 会長 (浜西会長・あいさつ)
- 事務局 それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、浜西会長にお願いします。
- 議長 ただ今から、9月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、13名中12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
- なお、11番 松本委員さんから欠席の旨通告がありましたのでご報告します。
- 議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
- それでは、8番 木下委員さん、9番 小野瀬委員さんをお願いいたします。
- 議長 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
- 会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日の1日間と決定しました。
- 議長 次に、日程第3、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。
- 事務局 1ページの報告第13号をご覧ください。
- (報告書朗読)
- 遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。
- (質問・意見なし)
- 議長 質疑がないようですので、次に移ります。
- 議長 次に、日程第4、報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。
- 事務局 2ページの報告第14号をご覧ください。

(報告書朗読)

遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第5、報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。

事務局

3ページの報告第15号をご覧ください。

(報告書朗読)

遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第6、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

ここで、議案第7号につきましては、「農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっておりますので、

3番 福田委員は、該当しますので退席をお願いします。

議長

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

4ページは議案第7号の議案書、5ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、町外に居住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方の同意により売買する。譲受人は、農業に精進するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車4台、選果機1台、草刈機4台、動力噴霧機3台、モノラック2基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間250日従事しているということがありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、4番の大林委員から現地調査の結果をお願いいたします。

4番

大林委員

山寄推進委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

3番 福田委員は、自席にお戻りください。

議長

次に、日程第7、議案第8号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

6ページの議案第8号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和4年8月25日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が5件で16筆、面積は、9,540㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号33番から37番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時15分)